

「やまなし野菜」ニーズ調査業務委託に係る企画提案公募要領

1 業務の目的

本調査は、「やまなし野菜」の推進に向けた方策検討の基礎資料とするため、山梨県産野菜の流通・取扱状況や飲食店等での取扱意向を把握することを目的とし、次のとおり、企画提案公募により業務委託の候補とする事業者を募集する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

「やまなし野菜」ニーズ調査業務委託

(2) 業務の内容

別紙「「やまなし野菜」ニーズ調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

(3) 予算上限額

金 4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和5年12月28日（木）を終期とする。

3 応募資格

応募できる事業者は、次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

- ・ 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- ・ 本件業務が効果的に実施できる体制が整えられていること。
- ・ 本件業務の実施に支障がない経営状況であること。
- ・ 国税及び都道府県税を滞納していないこと。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者に該当しないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ・ 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

※上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があったと認められる場合は、応募を認めないことがある。

4 日程

- ・ 募集開始 令和5年7月14日（金）
- ・ 質問受付期限 7月24日（月）
- ・ 参加申込書提出期限 7月24日（月）
- ・ 参加者資格審査結果の通知 7月31日（月）（予定）
- ・ 企画提案書提出期限 8月 3日（木）
- ・ 企画提案プレゼンテーション審査 8月 7日（水）（予定）
- ・ 採択通知・契約締結・業務着手 8月 7日（水）以降
- ・ 事業完了 12月28日（木）

5 企画提案の応募等に関する書類の提出等

- ・ 担当部署（書類提出先・質問受付）
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁 本館）
山梨県農政部 果樹・6次産業振興課 野菜・6次産業化担当
電話 055-223-1600
電子メールアドレス kaju@pref.yamanashi.lg.jp

6 参加申込書類の提出と参加資格審査等

（1）参加申込書類

本企画提案募集に応募する者（以下「企画提案応募者」という）は、参加資格を審査するため、次の書類（各6部（正本1部、写5部））及び電子データ（PDF ファイル）を記録したCD-R等（1部）を提出する。

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 誓約書（様式2）
- ・ 財務諸表（直近2期分）
※ 損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、附属明細表
- ・ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）
- ・ 国税完納証明書（税務署で交付される様式）
- ・ 都道府県税完納証明書（都道府県で交付される様式）

（2）参加申込書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和5年7月24日（月）17:00 必着
- ・ 提出方法 郵送又は持参
※ 持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9:00から17:00とする。
※ 提出先は「5の担当部署」のとおり。

（3）参加資格審査

- ・ 参加申込書類により審査を行い、審査結果を企画提案応募者に通知する。
- ・ 選定方法は、別紙「「やまなし野菜」ニーズ調査業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」のとおりとする。

7 企画提案の提出と審査

(1) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式3）により受け付ける。

- ・ 受付期限 令和5年7月24日（月）17:00 必着
- ・ 質問方法 電子メール
※ 電子メールの件名には「「やまなし野菜」ニーズ調査業務委託企画提案質問」と記すこと。
- ・ 回答方法 回答は、原則として、7月26日（水）を目安に企画提案応募者全員に対して、電子メールにより知らせる。
- ・ その他 電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合等、回答をしないこともある。

(2) 企画提案書類の提出

ア 企画提案書

本企画提案応募者は、次の書類を提出する（各6部（正本1部、写5部））

- ・ 企画提案書（様式4）
- ・ 上記の企画提案書（様式4）の電子データを記録したCD-R等
※ 企画提案審査は審査員が企画提案者を特定できない方法で運営するため、企画提案書の様式4において、企画提案者の名称及び企画提案者が特定できる事項（ロゴマーク等）を記載するのは表紙のみとし、その他の部分には一切記入しない。

イ 企画提案書の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和5年8月3日（木）17:00 必着
- ・ 提出方法 郵送又は持参
※ 持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9:00から17:00とする。
※ 提出先は「5の担当部署」のとおり。

ウ 無効とする企画提案

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ・ この要領に定める手続きに適合しないもの
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったもの

(3) 選考方法等

- ・ 別紙「「やまなし野菜」ニーズ調査業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとする。
- ・ 事前に審査員からの求めにより、企画提案書の内容について企画提案応募者に質問する場合がある（その回答はすべての審査員に提供する。）。
- ・ 企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、提出のあった企画提案書をもとに、短時間のプレゼンテーションと質疑応答により行う（8月7日（月）（予定）。実施詳細は企画提案応募者に別途知らせる。）。
- ・ なお、企画提案審査は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正さ確保のため非公開とする。
- ・ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 選定結果の通知・公表

- ・ 選定の如何に関わらず、企画提案応募者にはそれぞれの審査結果を個別に通知する。
- ・ その上で、後日、選定結果と契約内容を山梨県のホームページで公表する。
※ ホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案応募者の評価基準の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とする。ただし、契約者以外の企画提案応募者の名称又は氏名は公表しない。

8 契約に関する事項

- ・ 契約書は2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持するものとする。
- ・ 山梨県財務規則第109条の2に該当した場合、契約保証金は免除する。
- ・ 企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のため必要な場合は、一部修正又は調整等を行う場合がある。

9 その他

(1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の取り扱い

- ・ 企画提案応募者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、山梨県に帰属するものとする。
- ・ 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案応募者が負うものとする。
- ・ 提出書類は返却しない。

(3) 企画提案応募に関する費用負担

- ・ 企画提案応募者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて応募者自身の負担とする。
- ・ 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

(4) 説明会

企画提案に関する説明会は行わない。

(5) 県との連絡・調整

受託事業者に選定された場合は、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら業務を進めることとする。

10 本件に関する問い合わせ

山梨県農政部 果樹・6次産業振興課 野菜・6次産業化担当
住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館6回）
電話 (直通) 055-223-1600
電子メールアドレス kaju@pref.yamanashi.lg.jp